

## ～慢性疲労症候群の障害状態について診断書を作成されるお医者様へ～

日頃より公的年金事業の運営にあたりましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

慢性疲労症候群の障害状態について診断書（血液・造血器・その他の障害用 様式第120号の7）を作成する際には、診断書⑨「現在までの治療の内容、期間、経過、その他参考となる事項」欄に、次の旧厚生省研究班の重症度分類P S (=Performance status (パフォーマンス・ステータス)) のいずれに該当しているか記載いただくようお願ひいたします。

### 【参考】

Performance status による疲労/倦怠の程度

(厚生省特別研究事業、本邦による Chronic Fatigue Syndrome=慢性疲労症候群の実態調査ならびに病因、病態に関する研究=平成3年度研究実績報告書)

P S 0	倦怠感がなく平常の社会（学校）生活ができ、制限を受けることなく行動できる。
P S 1	通常の社会（学校）生活ができ、労働（勉強）も可能であるが、疲労感を感じるときがしばしばある。
P S 2	通常の社会（学校）生活ができ、労働（勉強）も可能であるが、全身倦怠感のため、しばしば休息が必要である。
P S 3	全身倦怠感のため、月に数日は社会（学校）生活や労働（勉強）ができない、自宅にて休養が必要である。
P S 4	全身倦怠感のため、週に数日は社会（学校）生活や労働（勉強）ができない、自宅にて休養が必要である。
P S 5	通常の社会（学校）生活や労働（勉強）は困難である。軽作業は可能であるが、週のうち数日は自宅にて休息が必要である。
P S 6	調子のよい日には軽作業は可能であるが週のうち50%以上は自宅にて休息が必要である。
P S 7	身の回りのことはでき、介助も不要であるが、通常の社会（学校）生活や軽労働（勉強）は不可能である。
P S 8	身の回りのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就寝している。
P S 9	身の回りのこともできず、常に介助がいり、終日就寝を必要としている。